

1号 施設警備業務

契約締結前の契約概要書面(施設警備)

(根拠 警備業法第19条、施行規則第33条第1号)

警備業法に定める書面の交付に代わる事項を掲載しております。提出書類の一部をホームページの公開をもって提出に代えさせていただきます。次に基づく警備契約締結を完了後、契約締結後の契約概要書面を交付致します。契約を締結しようとする本警備契約の概要は、次の通りです。ご契約にあたり、本書をよく読まれたうえでご契約をお願いします。

1	警備会社名・代表者氏名 住所・電話番号	大成有楽不動産株式会社 代表取締役社長 植草 健史 〒104-8330 東京都中央区京橋三丁目13番1号(有楽ビル) 03-3567-9411(代表)
2	警備業務を行う期間、実施日、 時間帯	契約内容に応じて、本契約を締結する前に決定するものとします。
3	警備業務対象施設の名称及び 所在地	お客様ご依頼の施設の名称とその所在地とします。
4	警備業務に従事させる警備員の 人数及び担当業務	1号施設警備業務を実施します。 請負内容により異なるため、本契約を締結する前に決定します。
5	警備業務に従事させる警備員が 有する知識及び技能	法令で定められている警備業務の知識及び技能教育を修了した者の他、お客様と協議の上、決定します。
6	警備業務に従事させる警備員が 用いる制服	再委託しない場合、公安委員会に届け出ている当社の制服を使用します。再委託する場合、再委託先の警備会社が公安委員会に届け出ている制服を使用します。
7	警備業務を実施するために使用 する機器又は各種資機材	警備業務の目的実現に適したものを選定し使用します。
8	警備業務対象施設の鍵の管理 に関する事項	業務上必要な物件の鍵をお客様から当社が預託し、当社の「鍵の保管・管理要綱」に基づき、厳重に取扱い保管・管理します。お客様と協議の上、管理の方法等について、本契約を締結する前に決定します。
9	警備業務対象施設における盗難 等の事故発生時の措置	直ちに関係機関等へ連絡し、事案に即した所要の措置を講じ、被害の拡大防止等を図ります。
10	報告の方法、頻度及び時期その 他の警備業務の依頼者への報 告に関する事	平時は警備日報を作成し提出します。緊急時は所定の担当者へ直ちに報告し、事故等の拡大防止を図ります。事件事故等、詳細報告が必要な事案については別途報告書を提出します。
11	警備業務の対価その他の当該 警備業務の依頼者が支払わな ければならない金銭の額	別紙お見積書の通りとします。
12	上記の金銭の支払い時期及び 方法	業務が完了した月の翌月末日までに、当社が指定する銀行口座に振り込む方法により、支払いとします。ただし、支払期日が金融機関の休業日に当たる場合、当該支払期日は、休業日前の金融機関の営業日とします。
13	警備業務の再委託に関する事項	請負内容により異なるため、再委託する場合は協議の上決定し、本契約を締結する前に再委託先名を通知します。
14	免責に関する事項	(1) 天災地変その他、当社の責めに帰さない損害 (2) 当社から改善要請を行ったにもかかわらず、是正されなかったために発生した損害等
15	損害賠償の範囲、損害賠償額そ の他損害賠償に関する事項	当社の明らかな過失により生じたお客様の損害について、対人賠償1名につき2億円、また1事故につき対人賠償及び対物賠償合わせて10億円、個人情報賠償1事故につき3億円を賠償限度額として、当社の過失割合が客観的に承認された損害証明に基づき、保険によりお客様に対して、その損害を賠償します。
16	契約の更新及び変更に関する事 項	契約期間満了3ヶ月前までに、その理由を記した文書を提示して行うものとします。終了の意思表示がない場合は、1年間延長して、継続するものとし、その後も同様とします。
17	契約の解除に関する事項	解除する3ヶ月前までに、その理由を記した文書を提示して行うものとします。またお客様の事由により契約期間満了(更新期間満了を含む)前に解約する場合は、当社に対して、解約の日から契約満了までの間の委託料金相当額を、お支払い頂くものとします。
18	警備業務に係る苦情を受け付け るための窓口	担当支店・担当事業本部・担当営業所が対応します。
19	これらの他特約があるときは、そ の内容	特記事項がある場合は、別紙書面にて提出します。

※必要に応じて印刷してください。